

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年9月16日（平成28年（独情）諮問第75号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（独情）答申第8号）

事件名：特定会社の不納欠損決議書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定会社の不納欠損決議書及び同代表者特定個人とのやり取りを記録した書類一切（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年7月4日付け年機構発第12号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は特定社会保険事務所に勤務する厚生労働事務官であったが、社会保険庁解体に伴い分限免職になり、現在、特定高等裁判所において分限免職の取消しを求める裁判を係争中である。

イ 開示請求に至るまでの経緯

（ア）特定社会保険事務所及び特定年金事務所では、「特定会社」という事業所の社会保険料の不払いを20年以上黙認していた。

（イ）本来、社会保険料を滞納した場合、督促状を発送しなければならないが、督促状を発送すると苦情が来るとのことで、督促状は発送していない（国税徴収法上、督促状を発送しないと差押えができない）。

（ウ）この事業所の代表者の特定個人は行政対象暴力で有名なヤクザで、かつて、特定市長を脅すなどして、詐欺と強要の罪で特定警察署に逮捕され、1審では両方について有罪になったが、その後、詐欺については無罪になり「冤罪ヒーロー」のごとく振る舞ういわくつきの人物である。

(エ) 審査請求人は当時の特定社会保険事務局の総務課長に対し、何故、特定会社の社会保険料不払いを黙認しているのかと問うと、総務課長は「職員に危害が加えられるといけないからだ」と回答した。ヤクザなら社会保険料を払わなくても良いらしい。

なお、国税の場合、ヤクザが国税を滞納したときは、「特別国税徴収官（トッカン）」という専門職員が国税局と税務署に置かれ、滞納処分をしている。

(オ) 審査請求人は社会保険庁長官室にも保険料不払い黙認の事実を伝え、対処を求めた。しかし、長官室の職員は、特定社会保険事務局長の「そういう事実はない」という虚偽の報告で幕を引こうとした。

(カ) そこで審査請求人が「特定会社の保険料の収納記録を見たのか」と問うと、長官室の職員は「見ていない」と回答した。そこで審査請求人が「保険料の収納記録を見ないと局長の言うことが本当かどうか分からないではないか」と言うと、長官室の職員は「局長の言うことが嘘なら、その責任は局長がとる」と言った。

(キ) 社会保険庁長官が特定会社の保険料の収納記録を見ると、それについて何らかの対処をしなければならず、かつ、マスコミも騒ぐため、意図的に保険料の収納記録を見ないようにしたのは明らかである。

(ク) また、審査請求人は会計検査院にもこの事を内部告発したが、会計検査院は何ら対処しなかった。

ウ 特定個人のその後について

(ア) 特定個人は、特定銀行から金を返すよう要求されていた。

(イ) これに対して特定個人は、ある団体を自分の代理人にするので。

この団体と交渉しろとの内容証明郵便を、特定銀行に送付した。

(ウ) これに対して、特定銀行は、顧問弁護士を通じて「ある団体を代理人と認めることはできない」と特定個人に回答し、その後、特定個人とその妻に対して貸し金の返還を求める訴訟を提起した。

(エ) その後、特定個人は妻から離婚請求の訴訟を提起された。そのためか特定個人は家を追い出されたらしく、数十日間特定ホテルに滞在し、宿泊代金を踏み倒して蒸発した。

(オ) 特定個人はホテル従業員に対して「自分は、特定運送会社の会長だ」と述べていたため、特定個人が蒸発した後、ホテル側が特定運送会社を訪問すると、特定運送会社側は「うちと特定個人とは関係ない」と回答した。

特定運送会社の商業登記の登記事項証明書を見ると、特定個人が特定運送会社の役員になっていた記録はなかった。

(カ) 特定個人の親族の一人のブログをみると「特定個人が死んだ」と

書かれていた。この記述が事実なら、特定個人はすでに死んでいることになる。

また、蒸発後は親族のところに身を寄せていた可能性もある。

エ 本件開示請求が非公開の対象になるかについて（開示請求時の主張）

（ア）特定会社は事業実態がないため、特定年金事務所は特定会社の社会保険適用を職権全喪して、事業所所在地不明のため、特定年金事務所の掲示板に職権全喪した旨公示した。

（イ）その後、特定年金事務所は特定会社の滞納保険料の「社会保険料債権の消滅通知書」を公示送達で特定年金事務所の掲示板に公示した。

（ウ）滞納期間はともかくとして、特定会社が社会保険料を滞納していたのは、掲示板の公示送達書を見た人達には公知の事実である。したがって、特定会社の不納欠損決議書を公開しない理由はない。

（エ）また、プライバシー権は、自然人の権利であって、法人の権利ではない。特定個人とのやり取りを記録した書類は、特定会社の代表取締役という法人機関とのやり取りであって、私人とのやり取りではない。したがって、特定個人とのやり取りを記録した書類の公開にプライバシー権の問題は生じない。

社会保険料は支払うのが当たり前である。それを滞納していることは、いかなる理由によるものか、また、特定社会保険事務所はそれに対してどういう対応をしたのか、そして、いかなる理由で社会保険料債権が消滅したのか国民には知る権利がある。

特に特定個人は民事刑事でマスコミ、インターネット上でも問題になっている人物であり、特定個人は公人の性格が強い。ましてや親族が特定都道府県議会議員ならなおさらである。

（オ）特定会社の商業登記は、特定年月日 a に当時の商法 406 条の 3 第 1 項の規定により、法人がみなし解散となっている。

特定年金事務所はいつから特定会社の事業実態がないのを確認したのだろうか。また、何故今日まで法人解散した特定会社に社会保険を適用していたのだろうか。解散した法人への引き続きの社会保険適用の法的根拠は何だろうか。

前述の特定銀行の例をはじめ、民間企業は反社会的勢力との対決を宣言している。特定年金事務所の対応はこれに逆行しているといわざるを得ない。

オ 本件不開示決定処分 of 違法性について

（ア）特定個人は、長年に渡り、歴代の特定社会保険事務所長を脅迫して、特定会社の社会保険料の支払いを免れていた。

（イ）本件不開示決定処分では、不納欠損決議書には特定会社に対する

財産の調査方法、滞納処分の手順が記載されていると主張している。
(ウ) だが、財産の調査方法、滞納処分の手順は、国税徴収法により法定されており、六法全書を見れば誰でも知ることができるものであり、また、財産調査と滞納処分の手引書はいろいろな種類の書物が出版されていて、一般書店でも入手でき、ことさら隠すものでもない。

国税徴収法では滞納処分をするためには、その前提として督促状を発送しなければならないが、特定個人の脅迫により前述のとおり、督促状は発送していない。したがって特定会社に対して滞納処分は行われていない。

(エ) 仮に本件不開示決定処分で主張している「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」に該当するものがあつたとしても、だからといって、特定会社の滞納保険料額、滞納期間、保険料を滞納している理由、滞納保険料債権の消滅理由等といった法定の不開示理由に該当しない事項まで全て不開示にするのは明らかに違法である。

(オ) また、特定会社は事業実態がないため、特定年金事務所は近年になってから社会保険の適用を職権全喪している。特定年金事務所は一体いつから特定会社の事業実績がないのを確認したのであろうか。それすらも不開示にするのは前項と同様に違法である。

そもそも前述のとおり、特定会社は特定年月日 a に株式会社としては解散している。法人解散後も株式会社として社会保険を適用し続けた理由は何だろうか。

(カ) そもそも特定社会保険事務所が特定会社に対して、きちんと滞納処分をし、かつ、事業実態がないとして、早期に職権全総をしていれば、不納欠損決議書なる書類を作成する必要はなかった。本件不開示決定処分は、歴代の特定社会保険事務所長が特定個人の脅迫に屈したことを自認するものであり、解散した株式会社に株式会社として社会保険を適用するという違法性を自白するものである。

カ 求釈明

(ア) 不開示とした理由として、「当該法人文書を開示することにより、財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」という記述があるが、本件については具体的にどういう隠ぺい工作等が行われるのか明らかにせよ（一般論ではなく個別問題で答えてほしい。特に特定会社は事業実態がなく、かつ、事業所所在地不明で、差し押さえるべき財産があつたのか疑問である）。

(イ) 前項に関連して、「当該法人文書を開示することは、財産の隠ぺ

い工作等が行われ易くなり」というのであれば、その該当箇所だけを不開示（黒塗り）にして、それ以外を開示すれば良いのに、全てを不開示にした理由を明らかにせよ（不開示理由は「財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり」を唯一の理由にしているのは、貴機構であることを自覚するように）。

キ 結語

以上により審査請求を起こす。情報保護審査会にはインカメラ審理をされたい。

(2) 意見書

ア 諮問庁への反論

(ア) 諮問庁は、理由説明書の「3見解」において、滞納処分の実務においては、財産調査に関する事業主等への聴取、売掛金や銀行預金等の財産の所在や存否確認の聞き取り調査等を行い、その旨を来脳処分票に記載していると主張している。

(イ) しかし、特定会社は、特定年月日 a に株式会社としては解散している（甲第1号証）。

(ウ) そして特定年金事務所は、特定年月日 b 付けで、特定会社は事業実態がなく、かつ、事業所所在地不明ということで同社の社会保険を職権全喪して、その旨を公告した（甲第2号証）。

(エ) すなわち、特定年月日 a から特定年月日 b までの間、存在していない株式会社に社会保険を適用していたことになる。

(オ) そして特定年金事務所は、特定年月日 c 付けで、特定会社は事業実態がなく、かつ、事業所所在地不明ということで同社に対する滞納処分を停止する決議をし、かつ、同日付けで不納欠損決議書を作成し、その旨の通知書を公示送達した（甲第3号証）。

したがって、滞納処分の執行停止を決議しているため、特定会社に対しては、滞納処分は行われていない。

(カ) 以上により、特定会社は遅くとも特定年月日 a からは確実に事業実態がない。なのに、いかなる法的根拠で特定年月日 b まで同社に社会保険を適用し続けたのであろうか。

(キ) また、公告（甲第2号証）に記載された事業所所在地は、特定個人の妻（現在は離婚している）が代表を務める特定運送会社の所在地である。審査請求書にも書いたが、特定運送会社は「うちは特定個人と関係ない」と主張している。

(ク) したがって、特定会社は事業実態がなく、かつ、事業所所在地不明なため、諮問庁が主張するような差し押さえるべき財産が本当にあったのか疑問である。審査会には実際に不納欠損決議書を閲覧して、諮問庁が主張するような事実が記載されているのか、仮にあっ

たとしても、それが不開示に値するような内容か確認されたい。

(ケ) また、不納欠損決議書の全部を不開示としたことについては、実際に諮問庁が主張している事実が記載されているのか、これも審査会には確認されたい。

(コ) なお、仮に諮問庁が主張する事実があったとしても、財産の調査及び滞納処分の執行は相手方がいてのことである。財産の調査及び滞納処分の相手方には、諮問庁がいかなる手段で財産を特定したか等を公言しないという守秘義務はない。

したがって、諮問庁がやったことが調査及び処分の相手方から洩れる可能性が大である。また、滞納処分について社会保険審査会に審査請求されればなおさらである。

この点からも不納欠損決議書を全て不開示にする必要性は乏しい。

イ 求釈明

(ア) そもそも特定会社に対して、本当に搜索差押等の滞納処分をしたのか明らかにせよ（イエスかノーで回答できるはずである）。もし、しているというなら、それを裏付ける証拠（差押調書等）を提出せよ。

(イ) 社会保険料の消滅時効は、2年であるが、特定会社の社会保険料の消滅時効の進行の中断は、いかなる方法を使ったのか明らかにせよ。また、それを裏付ける証拠を提出せよ（前述のとおり、特定会社は特定年月日 a 付けで解散している。したがって、それ以降に特定会社の名で「債務承認書」を徴する方法で消滅時効の進行を中断することはできないはずである。もし、それ以降もそのような方法で消滅時効の進行を中断しているなら、それが違法なものである。違うというなら違法ではないという法的根拠を明らかにせよ）。

ウ 結語

よって、すみやかに諮問庁の不開示処分が取り消されるべきである。

証拠方法

甲第1号証 特定会社の登記事項証明書

甲第2号証 公告

甲第3号証 公示送達書

甲第1号証ないし甲第3号証（省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 概要

機構が行った法に基づく開示請求に対する決定に対し、機構あてに不服申立てがなされたことから、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行うもの。

2 経過

(1) 開示請求（平成28年6月20日）

機構に対して、次の開示請求がなされた。

「特定年金事務所が保有する特定会社の不納欠損決議書及び同代表者
特定個人とのやり取りを記録した書類一切」

(2) 原処分（平成28年7月4日）

以下の理由により、不開示決定する。

理由：特定会社の不納欠損決議書及び同代表者とのやり取りを記録した書類一切については、機構が滞納事業所に対して財産差押え等の滞納処分を執行するために行う債権・動産・不動産及び無体財産等の調査方法及び調査に係る回答事項、さらには滞納処分の手順や代表者との折衝内容等が記載されている。

したがって、当該法人文書を開示することは、財産の隠ぺい工作等が行われ易くなり、今後同種の滞納処分の執行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号ハに規定される「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」に該当するものであるため、本件の開示請求については、不開示とする。

(3) 審査請求（平成28年7月13日）

機構の審査請求人に対する平成28年7月4日付け法人文書不開示決定（年機構発第12号）の処分を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われる。

3 見解

(1) 法5条4号ハの該当性について

財産調査の方法及び滞納処分の手順については国税徴収法に規定され、広く認識されているところである。

しかし、滞納処分の実務においては、財産調査に関する事業主等への聴取、売掛金や銀行預金等の財産の所在や存否確認の聞き取り調査等を行い、その旨を滞納処分票に記載している。

これらの機密情報である滞納処分票及び不納欠損決議書等を開示した場合、機構の行う財産調査の内容や調査範囲等が明らかになるため、今後同種の滞納処分を執行するにあたって、財産の隠ぺい等が行われ財産の把握が困難になる恐れが極めて高い。

以上のことから、法5条4号ハに規定する「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものに該当することは明らかである。

(2) 全部を不開示としたことについて

不納欠損決議書等は、全体として滞納事業所との折衝内容及び滞納処

分の記録を詳細に記録したものであることから、開示することにより機構が行う財産調査の手法、手順、調査の対象及び内容が知られることとなり、今後の滞納処分に影響を及ぼすこととなる。

特に、手順や調査の対象については、何を契機としてどのような財産の調査を行うかなどが知られることにより、財産等の隠ぺいにつながるおそれがあり、不納欠損決議書等は様々な情報が一体となったものであることから、これらの不開示情報に該当する部分だけを容易に区分することができないため、全部を不開示としたものである。

4 諮問

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年9月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月29日 | 審議 |
| ④ | 同年10月5日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年4月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定会社の不納欠損決議書及び同代表者特定個人とのやり取りを記録した書類一切」である。

処分庁は、本件対象文書について、法5条4号ハに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消すべきとしている。これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書は、特定会社の不納欠損決議書及びこれに関連した経過の一覧表、滞納処分の執行停止通知書、滞納処分執行停止決議書、滞納処分票、同代表者とのやり取りの記録等から成るものであり、また、特定会社が社会保険料を滞納していた事実は、特定年金事務所が申し立てた滞納処分の執行停止通知書等の受領を促す旨の公示送達書により明らかになっていると説明する。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書を不開示とした理由について、機構が行う滞納処分の実務においては、財産調査に関する事業主等への聴取、売掛金や銀行預金等の財産の所在や存否確認の聞き取り調査等を行い、その旨

を滞納処分票等に記載しており、本件対象文書を開示した場合、調査の内容や調査範囲等が明らかになるため、今後同種の滞納処分を執行するに当たって、財産の隠ぺい等が行われ財産の把握が困難になるおそれが極めて高いことから、法5条4号ハに規定する「徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものに該当すると説明する。

- (3) 本件対象文書のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、機構における社会保険料滞納者への対応に係る情報であって、当該部分が公にされた場合、機構の行う調査の内容、具体的な調査先の名称・業種、聴取内容などが明らかになるため、一部の滞納者においては財産隠ぺいを図ることなどが考えられることから、上記(2)の諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号ハに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 本件対象文書のうち、別表に掲げる部分は、公示送達書で明らかにされている特定会社の名称、文書の様式、決裁欄の職名、特定年金事務所の名称などであり、機構の行う調査の内容、具体的な調査先の名称・業種、聴取内容、事業主等とのやり取りの内容などの情報が記載された部分ではなく、また、これを公にしても、徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号ハに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は、同号ハに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号ハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 本件対象文書のうち開示すべき部分

頁	開示すべき部分
1 (表紙)	1 行目, 2 行目及び5 行目 (「住所」欄) を除く全て
2	様式, 特定会社名
3 ないし 1 5	様式, 特定会社名
1 6 及び 1 7	様式, 特定会社名, 特定年金事務所名及び所長名
1 8	様式, 特定会社名, 欄外の決裁欄の職名
1 9	様式, 特定会社名
2 0	様式, 特定会社名, 欄外の決裁欄の職名, 特定年金事務所名及び所長名
2 1 ないし 3 3	様式, 特定会社名
3 4	様式, 特定会社名, 特定年金事務所名及び所長名
3 5	様式, 特定会社名, 欄外の決裁欄の職名
3 6	表題, 特定会社名
3 8	様式, 特定会社名, 欄外の決裁欄の職名
3 9	印影を除く全て
4 0	全て
4 1	様式, 特定会社名, 特定年金事務所名及び所長名並びに印影
4 2	様式, 特定会社名
4 3 ないし 4 7	様式
4 8 ないし 6 1	様式, 特定会社名
6 2 ないし最終頁	様式